

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう（条文解説）](#) 第3章 国民の権利及び義務 (1)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう（条文解説） 第3章 国民の権利及び義務 (1)

第三章 国民の権利及び義務

日本国憲法の三大原則「国民主権、基本的人権の保障、平和主義」を言います。

国民主権（民主主義）とは、「国民が国家統治の主権者」であるということ。

基本的人権の尊重とは、「人が人間として最大限に尊重され、その自由と権利が保障されなければならない」ということ。

平和主義とは「平和こそが人類に幸福をもたらす」ということから、戦争の放棄と武力の不保持を唱えるもの。

——— です。このような三大原則の根本的な考え方、基本的な価値観は何でしょうか。それは、個人の尊重と法の支配ということなのです。

もともと憲法は、国民の自由と人権を保障するために、国家権力を制限するものという基本的な概念があります。つまり、国民一人ひとりを独立した個人として尊重し、その価値を最大限に評価しようという個人主義の考え方です。

近代憲法は、各個人はそれぞれかけがえない価値を持ち、その人格は最大限に尊重されなければならない。同時に、各個人はお互いにまったく独立しており、自らの考えのみによって行動することができる、という考えのもとに立っています。

人間は本来、そのような自律した個人であるからこそ、個人が最大限に尊重され、自由が確保されるべきなのです。このような近代立憲主義の考え方は、日本国憲法にも受け継がれています。それが憲法第13条「個人の尊重と公共の福祉」です。

「すべて国民は、個人として尊重される」。日本国憲法は、個人の尊重をすべての人権規定に先立って規定しています。

個人を尊重するためには、自立的な個人の自由と人権を保障することが欠かせません。三大原則の一つ「基本的人権の尊重」は、個人の尊重に由来するものです。そしてこの場合、「国家権力に対抗する意味での自由を保障すること」が大切であり、この自由は「国家からの自由」または「自由権」（精神的自由・経済的自由・人身の自由）と呼ばれます（18世紀人権「フランス市民革命」によって確立した）。

時代がすすみ、20世紀人権として「国家の積極的な介入があって初めて実現される人権」があり、このような人権を「国家による自由」または「社会権」（生存権・教育を受ける権利・労働基本権など）と呼ばれます。

このような自律した個人からなる社会は、社会全体でもやはり自己統治を行うべきではないか、国民が自ら自分たちを統治することが、社会全体が自律するために必要ではないか、という考え方が生まれます。

これが日本国憲法では、国民主権と言ひ、民主主義の考え方の元になっています。「個人の尊重」から、基本的人権の尊重・国民主権が生まれましたが、「平和主義」もこの個人の尊重が基になっています。

個人が自由な意思を持ち、自由に行動するためには、どのような形であれ、他者による威嚇があってはなりません。武力による威嚇をなくしていくことが真の意味での個人の尊重を守るためには必要です。戦争によって最も苦しむのは、一般国民です。「自立した個人による幸福な社会の実現のために、戦争のない世の中を作ろう」という平和主義の理念は、まさに人間の尊厳を確保し、個人を尊重するために憲法が掲げた理念であると言えます。

このように「人権保障」は国民主権（民主主義）、平和主義のおおもととなる原理です。

したがって、日本国憲法 第三章「国民の権利及び義務」の項に規定されている基本的人権の保障は、他の「章」より一番多い条文規定となっています（第十条から第四十条まで）。

なお、中学校「社会〈公民的分野〉」の教科書（昭和61年文部省検定、昭和64年1月発行）の「日本国憲法」の分野に『人間の5つの願い』として、つぎの文章が記載されていましたので紹介します。

人間の5つの願い

人間は日々の生活のなかで、どのような願いをいだいて生きているのだろうか。

第1に、健康で安全のうちに生命を全うしたいという願いである。（生きるという点から最も問題なのは、戦争の存在である。現在の戦争は核戦争の危険をはらみ、人類は全滅に危機に瀕しているといわれる。このような状況下で、日本国憲法の「平和に生きる権利」の意義は大きい）

第2に、生命の維持という基本的な願いに加えて、労働をし、豊かなゆとりのある生活をしたいという願いをもっている。

（人々は働くことによって自己の能力を開発し、人間らしさをとりもどしたいと願っている。（勤労権・生存権）

第3に、人は生まれもった種々の能力を豊かにのびほりたいという願いをもっている。（教育を受ける権利）

第4に、自由で平等な、心からみとめ合える人間になりたいという願いとともに、自分をみとめてほしいという願いをもっている。

第5に、人はだれもが、互いに人間的な願いを理解しみとめ合い、みんなの願いをみんなの力で実現したいという願いをもっている。

権利とは、ある物事を自由に行うことのできる資格。法が認めて保護する。一定の利益を主張し、またそれを受けることのできる能力。

義務とは、人が、その立場や職分に応じて、しなくてはならない、また、してはならないこと。法律で定められた拘束されること。

第十条 【日本国民たる要件】

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

本条を受けて、国籍法によって日本国民たる要件が定められています。その第2条は、原則として子どもは親の国籍を取得する旨を定めた、血統主義を採用しています。

憲法11条・12条・13条などが「国民」という文言を用いていることなどから、日本の国籍を持たない外国人にも人権規定の効力が及ぶか否かで争いがありますが、通説、判例は「外国人にも権利の性質上適用可能な人権規定は及ぶ」としています。

認められない人権の代表的なものとして「参政権」が挙げられます。判例では、「地方レベルの参政権を認めても違憲ではない」としつつ、「国レベルの選挙権や被選挙権は、外国人には保障されない」としています（最判平5.2.26、最判平7.2.28、最判平10.3.13）。

第十一条 【基本的人権の享有】

国民は、すべての**基本的人権**★の**享有**◆を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、**侵すことのできない永久の権利**として、現在及び将来の国民に与えられる。

★**基本的人権**とは、すべての人が人間として当然もつべき、いちばんおおもとなる権利。

人種・身分などによって差別されないこと。思想・信教の自由、集会・結社・表現の自由などがこれに当たる。

◆**享有**とは、権利・能力など無形のもを生まれながらにもっていること。

条文の中では、二つのことを言っています。

1つは、「基本的人権」は、『**不可侵の権利である**』ということ。

2つは、『**永久の権利**』であるということ。

基本的人権の内容

基本的人権には、「自由権」「社会権」「平等権」「参政権」「受益権」がある。

自由権には、「精神的自由」「人身に自由」「経済的自由」がある。

社会権には、「生存権」「教育を受ける権利」「勤労の権利」「労働基本権」がある。

平等権とは、「差別されない権利」である

参政権とは、「政治に参加する権利」である。

受益権には、「請願権」「国家賠償請求権」「裁判を受ける権利」「刑事補償請求権」がある。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る